

別記(一)

止むを得ざる事情に於て休業を以てしたるに依り御会則の毒
に不堪なる當方意の有る如く既に由り了解の事一と
存じ今更本月十日より始業可致候条に御勤相成
度此段及申通知候也
若し十月十日日御勤無之方は任意辭職と見做
し乍ら遺憾除籍致す事可有之候に付為念申
添置候

大正十二年四月九日

小田電機工場

殿

別記(二)

別記(三)

決議文

我々ハ工場主ノ主張スル「始業ニ付キ就業セ
ナル又ノハ任意辭職ト見做ス」が如クハ其横
暴ノ甚いリ亦此障就業セヌ共工場ノ職ニ在
薄ヨリ除籍サルバ又ノニ非サルニ付キ我
々が此爭議ヲ我々ノ意志ノ下ニ解決セサル
限り絶対工場ニ入場セサルコトヲ茲ニ決議
ス

大正十二年四月十日

小田電機工場争議會

小田電機工場御中